

○所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年3月31日規則第14号

改正

昭和48年8月25日規則第36号

昭和51年2月10日規則第1号

昭和52年4月1日規則第11号

昭和55年10月1日規則第35号

昭和58年2月1日規則第2号

昭和59年5月1日規則第26号

昭和59年12月25日規則第49号

昭和61年12月20日規則第43号

昭和62年4月1日規則第30号

昭和63年7月1日規則第25号

昭和63年8月1日規則第31号

平成元年8月1日規則第44号

平成5年4月1日規則第8号

平成7年2月1日規則第3号

平成9年5月30日規則第27号

平成9年9月26日規則第34号

平成10年7月1日規則第48号

平成13年3月1日規則第1号

平成13年6月1日規則第41号

平成13年12月28日規則第66号

平成14年3月27日規則第19号

平成14年7月31日規則第63号

平成14年10月1日規則第71号

平成15年3月28日規則第26号

平成16年1月30日規則第1号

平成17年3月30日規則第34号

平成18年3月27日規則第14号

平成18年4月28日規則第43号
平成19年3月26日規則第31号
平成20年3月27日規則第24号
平成20年10月20日規則第62号
平成21年9月25日規則第36号
平成22年10月1日規則第52号
平成25年3月28日規則第37号
平成26年12月25日規則第45号
平成28年3月30日規則第29号
平成28年12月22日規則第61号
平成30年10月10日規則第39号
平成31年3月18日規則第14号
令和2年11月27日規則第56号
令和4年6月30日規則第34号

所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会保険各法)

第2条 条例第2条の2の規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(所得の制限)

第2条の2 条例第2条の3第1項に規定する前年の所得は、1月から9月までの間に対象者（条例第2条の2に規定する対象者をいう。以下同じ。）と認定するときは、前々年の所得とする。

(受給資格の登録)

第3条 条例第4条第1項に規定する申請書は、重度心身障害児等医療費受給資格登録申請書とする。

2 市長は、重度心身障害児等医療費受給資格登録申請書が提出されたときは、対象者に該当するかどうか次に掲げる書類により確認するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類

(3) 条例第2条の2第1項の医療保険各法に規定する被保険者証、組合員証又は加入者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 重度心身障害児等医療費受給資格登録申請書には、条例第2条の3第1項に規定する前年の所得を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前2項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等で確認できるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

5 条例第4条第3項に規定する通知は、重度心身障害児等医療費受給資格登録申請却下決定通知書により行うものとする。

(受給者証等)

第4条 条例第4条の2第1項に規定する受給者証は、所沢市重度心身障害児等医療費受給者証とする。

2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の4第1項各号に掲げる医薬品（以下「新医薬品等」という。）とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認（以下「承認」という。）がなされたもの（同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。）の使用を促進するため、受給者（条例第4条の2第1項

に規定する受給者をいう。以下同じ。)の承諾が得られた場合は、受給者証の表面に後発医薬品を希望する旨の文言を記載するものとする。

3 条例第4条の2第2項に規定する通知は、重度心身障害児等医療費支給停止通知書により行うものとする。

4 受給者証の更新は、毎年10月1日に行うものとする。

5 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格消滅日のうちいずれか早い日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月の記載がある場合、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合の有効期限は、次に掲げるとおりとする。

(1) 身体障害者手帳に再認定年月の記載がある場合は、更新日の前日、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

(2) 療育手帳に次回判定年月の記載がある場合は、更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合は、更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日

6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 新たに身体障害者手帳(条例第2条第1号に規定する者に交付された手帳に限る。)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(条例第2条第3号に規定する者に交付された手帳に限る。)の交付を受けたときは、当該身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付日の属する月の初日

(2) 対象者(前号の規定の適用を受ける者及び条例第2条の2第2項第4号ただし書に規定する者を除く。)となつた後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に受給資格登録の申請をしたときは、対象となつた日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により受給資格登録の申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなつた日

(助成の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定に基づく助成の申請は、重度心身障害児等医療費交付申請書により医療機関等の発行する領収書を添付して行うものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(助成の決定等)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合は、内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、重度心身障害児等医療費交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(助成費の交付)

第7条 市長は、助成が決定した日から1月以内に助成費を交付するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により交付することができないときは、市長が定める者に交付するものとする。

(現物給付)

第8条 条例第5条第2項の市長の指定する医療機関等は、埼玉県内の現物給付（受給者が医療機関等で医療を受けた場合に、一部負担金等に相当する額を市が代わつて当該医療機関等に支払う方法をいう。以下同じ。）を行う医療機関等その他市長が認める医療機関等とする。

2 市長は、前項の医療機関等から重度心身障害児等医療費請求書により請求があつたときは、内容を審査し、当該請求に係る一部負担金等に相当する額を決定の上、重度心身障害児等医療費交付決定通知書により当該医療機関等に通知するとともに、当該額を交付するものとする。

3 市長は、第1項の医療機関等から国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金を経由して一部負担金等に相当する額について請求があつたときは、当該団体を経由して、当該額を当該医療機関等に支払うものとする。

(届出)

第9条 条例第6条第1項の規定による届出は、重度心身障害児等医療費受給資格内容変更届により行うものとする。この場合において、口座振替に係る変更であるときは、別に定める様式により行うことができる。

2 条例第6条第2項の規定による届出は、受給者証の有効期間（第4条第3項の規定による通知を受けた者にあつては、当該通知に記載された停止期間）が満了する日までに所得を証明する書類の提出により行うものとする。ただし、市長は、書類の内容

を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第10条 受給者がその資格を喪失したときは、本人又は保護者が受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付申請)

第11条 破損又は亡失により受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害児等医療費受給者証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第12条 市長は、受給資格登録者(条例第4条第2項に規定する受給資格登録者をいう。以下この条において同じ。)が条例第2条の2の資格要件に該当しなくなつたと認めるときは、重度心身障害児等医療費受給資格消滅通知書により、当該受給資格登録者であつた者に通知する。ただし、受給資格登録者が死亡した場合は、この限りでない。

(書類の様式)

第13条 申請書その他の書類の様式は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 重度心身障害児等医療費受給資格登録申請書 様式第1号
- (2) 所沢市重度心身障害児等医療費受給者証 様式第2号
- (3) 重度心身障害児等医療費受給資格登録申請却下決定通知書 様式第2号の2
- (4) 重度心身障害児等医療費支給停止通知書 様式第2号の3
- (5) 重度心身障害児等医療費交付申請書 様式第3号
- (6) 重度心身障害児等医療費請求書 様式第3号の2
- (7) 重度心身障害児等医療費請求書 様式第3号の3
- (8) 重度心身障害児等医療費交付決定通知書 様式第4号
- (9) 重度心身障害児等医療費交付決定通知書 様式第4号の2
- (10) 重度心身障害児等医療費受給資格内容変更届 様式第5号
- (11) 重度心身障害児等医療費受給者証再交付申請書 様式第6号
- (12) 重度心身障害児等医療費受給資格消滅通知書 様式第7号

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年8月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日規則第11号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年10月1日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年2月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月25日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月20日規則第43号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日規則第30号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年7月1日規則第25号）

この規則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月1日規則第31号）

この規則は、昭和63年12月1日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成元年8月1日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年2月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年5月30日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月26日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年7月1日規則第48号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（平成13年3月1日規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月1日規則第41号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等医療費受給資格登録申請書については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。
- 3 この規則の施行の前日に交付された医療証の様式については、この規則による改正後の様式第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成13年12月28日規則第66号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則（平成14年3月27日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを補正することによって使用することができる。

附 則 (平成14年7月31日規則第63号)

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則 (平成14年10月1日規則第71号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成15年3月28日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費交付申請について適用し、同日前の診療に係る医療費交付申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年1月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則に規定する様式により交付されている受給者証その他の書類は、この規則による改正後の各規則に規定する様式により交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成17年3月30日規則第34号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規則第14号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日規則第43号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成19年3月26日規則第31号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第3号の改正規定（「（結核予防法等）」を削る部分に限る。）は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成19年3月31日をもって有効期間が満了する受給者証又は受給証明書は、この規則による改正後の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条第4項の規定にかかわらず、同年4月1日に更新するものとする。

3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の施行後も、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成20年3月27日規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の重度心身障害児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の施行後も、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成20年10月20日規則第62号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年 9 月25日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年10月 1 日規則第52号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則（平成25年 3 月28日規則第37号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成26年12月25日規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成28年 3 月30日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第6項第2号及び第3号の規定は、平成28年 4 月 1 日以後に対象者となった者に係る受給者証の有効期間について適用し、同日前に対象者となった者に係る受給者証の有効期間については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月22日規則第61号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを補正して使用することができる。

附 則（平成30年10月10日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に受給者証の交付を受けている者であって当該受給者証の有効期間が継続するもの（次項において「受給継続者」という。）に対する改正後の第3条第3項及び第4項、第4条第3項及び第4項並びに第9条第2項の規定は、平成34年10月1日から適用する。
- 3 受給継続者は、平成34年9月30日までに平成33年の所得を証明する書類の提出により、所得の状況について市長に届け出なければならない。ただし、市長は、書類の内容を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

附 則（平成31年3月18日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和2年11月27日規則第56号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の所沢市重度心身障害児等の

医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和4年6月30日規則第34号）

（施行期日）

- この規則は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則による改正後の第8条第3項の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費について適用する。
- この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式第3号の2及び様式第3号の3の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

様式第1号

様式第1号

<p>重度心身障害児等医療費受給資格登録申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)所沢市長</p> <p>住 所 _____</p> <p>フリガナ _____</p> <p>申請者 氏 名 _____</p> <p>電 話 _____</p> <p>次のとおり、重度心身障害児等医療費受給資格の登録を申請します。 対象者は、市長が資格認定及び医療費助成の決定のため、今後必要な範囲で世帯全員の住民基本台帳及び市県民税課税状況、自身の障害の状況等の情報を収集及び確認するとともに、その目的のため個人番号を利用することに同意します。</p>		<p>□次のとおり □別添写しのとおり</p> <p>記号 番号 記号 番号</p> <p>被保険者氏名 _____</p> <p>資格取得年月日 _____ 年 月 日</p> <p>保 険 者 番 号 _____</p> <p>保 険 者 名 称 _____</p> <p>適用区分 <input type="checkbox"/>本人 <input type="checkbox"/>家族 付加給付 <input type="checkbox"/>無 <input type="checkbox"/>有</p> <p>申 請 事 由 1 転 入 2 生保廃止 3 手帳取得 4 程度変更 5 認定後期 6 子医廃止 7 その他() 発生日: _____ 年 月 日</p> <p>手 帳 身体・療育・精神 _____ 号 級 種 (A) A B</p> <p>1 視覚 2 聴覚 3 平衡 4 音声・言語・そしやく 5 上肢 6 下肢 7 体幹 8 脳原性() 9 心臓 10 腎臓 11 呼吸器 12 ぼうこう・直腸 13 小腸 14 免疫 15 肝臓 16 その他</p> <p>後発医薬品を希望する旨を受給者証に記載してよろしいですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
対 象 者	フリガナ _____	氏 名 (自署) _____	生年 月 日 _____ 年 月 日
	個人番号 _____	申請者との続 柄 _____	住所が申請者と異なる場合はその住所 _____
振 込 先 金 融 機 関	<p>□次のとおり □別添写しのとおり</p> <p>区 分 金融機関コード _____ 本店コード _____</p> <p>金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合 信託銀行・労働金庫・農協</p> <p>本支店名 _____ 本店・支店・出張所</p> <p>口座種別 <input type="checkbox"/>普通預金 <input type="checkbox"/>当座預金 <input type="checkbox"/>貯蓄預金</p> <p>口座番号 _____</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>口座名義 _____</p> <p>重度心身障害児等医療費交付申請書により助成決定された助成金は、この口座に振り込むよう依頼します。</p>		
<p>《所沢市記入欄》</p> <p>収受 資格取得日 _____ 年 月 日 受 付 日 _____ 年 月 日 決 定 日 _____ 年 月 日 交 付 日 即日・郵送 _____ 年 月 日</p> <p>備考欄 _____</p> <p>控除後の所得額 _____ 扶養人数 _____ 所得制限限度額 _____ 判定 _____</p> <p>受 付 入 力 確 認 _____</p> <p>重度医療受給者証番号 _____</p>			

様式第2号

様式第2号

(表)

障○ 所沢市重度心身障害児等医療費受給者証		
公費負担者番号		
受給者証番号		
受給者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
食事療養費		
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
現物給付対象医療機関		
現物給付限度額		
<p>上記の者は、所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を所沢市が助成する者であることを証明します。</p> <p>年 月 日交付 所沢市長</p>		
		印

(裏)

注 意 事 項

様式第2号の2
様式第2号の2

第 号
年 月 日

重度心身障害児等医療費受給資格登録申請却下決定通知書

様

所沢市長



年 月 日付けで申請のあつた重度心身障害児等医療費受給資格登録申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

1 審査請求について

この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、所沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、所沢市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において所沢市を代表する者は、所沢市長です。ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号の3
様式第2号の3

重度心身障害児等医療費支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

所沢市長



次のとおり重度心身障害児等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 審査請求について

この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、所沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、所沢市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において所沢市を代表する者は、所沢市長です。ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号
様式第3号

申請者記入欄	<input type="checkbox"/> 重度心身障害児等医療費交付申請書										
									年 月 日		
	(宛先) 所沢市長										
	住所										
	申請者 氏名										
	電話番号										
	下記のとおり申請します。本申請に係る医療費助成金は、登録を行った口座に振り込むよう依頼します。 なお、市が健康保険組合等に診療報酬及び療養費等の給付状況等を確認することを承諾します。										
	受給者証番号				記号番号		記号		番号		
	対象者	(フリガナ) 氏名				加入医療保険	保険番号				
		生年月日	年 月 日				保険者名				
学校、幼稚園及び保育園の管理下（通学・通園中を含む。）でのケガや疾病である。								はい・いいえ			
申請額が円以上の場合		① この申請分の他に、同月に1か所の医療機関等に保険診療分の医療費を円以上支払った家族がいる。（「はい」の場合は②へ）						はい・いいえ			
		② ①の家族の健康保険組合等は、上記「加入医療保険」と同じである。						はい・いいえ			
医療機関記入欄	対象者氏名 様				医療機関コード						
	診療月 年 月分				診療科目						
	1 入院 <input type="text"/> 日間 2 外来										
	保険診療総点	療点数			点	入院時食事生活療養標準負担額				円	
						※食費のみ記入				円	
						一般（課税）				円 ×	
							非課税		円 ×		
							非課税長期該当		円 ×		
							生活療養食費		円 ×		
	他法負担分点数				点						
一部負担金				円							
医療機関等 年 月 日											
所在地											
名称											
氏名											

様式第3号の2

様式第3号の2

(所沢市国保)

重度心身障害児等医療費請求書

診 療 年 月
年 月

医 療 機 関 コ ー ド
1 1

1 医 科	2 齒 科	3 調 剤	4 そ の 他	
保 険 適 用 者	受 給 者 証 番 号	受 給 者 名	保 険 診 療 総 点 数	保 険 診 療 一 部 負 担 金
1 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
	生 年 月 日		年	月 日
2 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
	生 年 月 日		年	月 日
3 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
	生 年 月 日		年	月 日
4 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
	生 年 月 日		年	月 日
5 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
	生 年 月 日		年	月 日
6 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
	生 年 月 日		年	月 日
合 計	件数	件	点	円

上記のとおり重度心身障害児等医療費を請求します。

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地 _____
 名 称 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____

様式第3号の3

様式第3号の3

(社保・国保組合)

重度心身障害児等医療費請求書

診 療 年 月
年 月

医 療 機 関 コ ー ド
1 1

1 医 科	2 齒 科	3 調 剤	4 そ の 他	調剤の場合 処方元
保 険 適 用 者	受 給 者 証 番 号	受 給 者 名	保 険 診 療 総 点 数	保 険 診 療 一 部 負 担 金
1 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
生 年 月 日 年 月 日				
2 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
生 年 月 日 年 月 日				
3 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
生 年 月 日 年 月 日				
4 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
生 年 月 日 年 月 日				
5 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
生 年 月 日 年 月 日				
6 1 一般 2 退本 3 退扶			点	円
生 年 月 日 年 月 日				
合 計	件数	件	点	円

上記のとおり重度心身障害児等医療費を請求します。

年 月 日

(宛先)所沢市長

所在地 _____
 名 称 _____
 氏 名 _____
 電 話 _____

様式第 4 号

様式第 4 号

重度心身障害児等医療費交付決定通知書

先に申請のありました重度心身障害児等医療費について、所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則第 6 条の規定に基づき次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

所沢市長

印

記

振込予定年月日	年 月 日	助成額合計	円
---------	-------	-------	---

振込口座
受給者証番号

口座名義人

様

明細 枚中 枚目

単位：円

受診年月	医療機関名	入外	保険一部負担金	高額療養費	付加給付金		食事助成額	助成額	摘要

注意) 健康保険組合からの高額療養及び付加給付に該当する場合は、申請額と助成額が異なります。

様式第 4 号の 2

様式第 4 号の 2

重度心身障害児等医療費交付決定通知書

先に請求のありました重度心身障害児等医療費について、所沢市重度心身障害児等の医療費の助成に関する条例施行規則第 8 条第 2 項の規定に基づき次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

所沢市長

印

記

振込予定年月日	年 月 日	決定額合計	円
---------	-------	-------	---

振込口座
医療機関コード

医療機関等名称

様

明細 枚中 枚目

単位：円

診療年月	受診者氏名	入外	決定額	摘要	診療年月	受診者氏名	入外	決定額	摘要

(裏)

振込先金融機関変更(新しい振込先)	<input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別添写しのとおり									
	区 分	金融機関コード					本支店コード			
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合 信託銀行・労働金庫・農協								
	本支店名	本店・支店・出張所								
	口座種別	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> 貯蓄預金								
	口座番号									
	(フリガナ) 口座名義								
氏名変更	<input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別添写しのとおり									
	区 分	新しい氏名			旧 氏 名					
	(フリガナ) 受 給 者					
	(フリガナ) 受 給 者					
	(フリガナ) 受 給 者					
	(フリガナ) 受 給 者					
その他の変更	<input type="checkbox"/> 別添写しのとおり()									
	<input type="checkbox"/> 生活保護受給開始： 年 月 日から									
	<input type="checkbox"/> 死 亡()： 年 月 日死亡									
備考										

受付	医療証返却	入力	確認	交付

様式第6号
様式第6号

重度心身障害児等 医療費受給者証再交付申請書

年 月 日

(宛先)所沢市長

住 所

申請者 氏 名

電 話 番 号

次のとおり、医療費受給者証の再交付を申請します。

受給者証番号				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

再 交 付 理 由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 焼失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他()			
加 入 医 療 保 険	<input type="checkbox"/> 次のとおり <input type="checkbox"/> 別添写しのとおり			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">記 号 番 号</td> <td style="width: 40%;">記号</td> <td style="width: 40%;">番号</td> </tr> </table>	記 号 番 号	記号	番号
	記 号 番 号	記号	番号	
	被 保 険 者 氏 名			
	資 格 取 得 年 月 日			
	保 険 者 番 号			
	保 険 者 名 称			
	交 付 年 月 日			
	適 用 区 分			
付 加 給 付				

受付	医療証返却	入力	確認	再交付

第 号
年 月 日

重度心身障害児等医療費受給資格消滅通知書

様

所沢市長



次のとおり、重度心身障害児等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

教 示

1 審査請求について

この処分が不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、所沢市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを、所沢市を被告としてさいたま地方裁判所に提起することもできます。この場合、当該訴訟において所沢市を代表する者は、所沢市長です。ただし、この処分があつたことを知つた日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。